

各都道府県住宅・建築主務部局 御中
各指定都市住宅・建築主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

省エネ計算結果登録システムの公開

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。）により、令和7年4月1日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務付けられることとなっています。

省エネ基準への適合義務付けに向けて、本日、エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（以下「Webプログラム」という。）住宅版がVer3.6.0からVer3.7.0に更新され、増改築部分を対象とした評価が可能となりました。また、非住宅版については、本年10月に更新され、モデル建物法（小規模版）による評価が可能となっているところです。

あわせて、建築物エネルギー消費性能適合性判定に提出する計算結果の活用並びに省エネ性能ラベルの作成及び住宅トップランナー制度の報告円滑化を目的として、「省エネ計算結果登録システム」を新たに作成、公開しています。

当該システムにWebプログラムVer3.7.0から出力した計算結果をアップロードすることで、①「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）」（令和6年11月12日付国住参建第2615号。以下「R6助言」という。）第2-6.（1）に記載した「適判用」と印字された計算結果の入手が可能となるとともに、希望する場合には、②一般社団法人住宅・性能評価表示協会のホームページにおいて公開されている自己評価ラベル等作成プログラムと連動して、アップロードした計算結果に対応した自己評価ラベルの作成が可能となっています。また、例年、住宅トップランナー制度の報告対象となる事業者であって希望する場合には、③住宅トップランナー制度の報告も行うことができます。

なお、R6助言第2-6.（1）のとおり、令和7年4月1日以後に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出のために、WebプログラムVer3.7.0により計算結果を出力した場合は、原則として「適判用」と印字された計算結果を所管行政庁又は登録省エネ適判機関に提出する必要があるため、留意いただくようお願いいたします。ただし、当該システムは更新前のWebプログラムVer3.6.0により出力された計算結果には対応していないため、令和7年4月1日以後に着工予定であっても、更新前のWebプログラムにより計算結果を出力する場合等は、当面の間、計算結果に「適判用」の印字が付されていないものも受け付けていただくようお願いいたします。

○省エネ計算結果登録システムには、以下の URL よりアクセスしてください。

<https://regist.lowenergy.jp/>

○省エネ計算結果登録システムの利用に当たっての留意点は別紙を参照してください。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 佐々木

TEL : 03-5253-8111 （内線 39-464）